

# 死因調査体制の整備に向けた 今後の取組み

平成30年 2月  
大阪府健康医療部

# 死因調査体制の整備に向けた方向性

2025年以降の超高齢社会に対応した、正確かつ適切な死因を特定する体制整備に早期に着手  
～現行の監察医制度を活用しつつ、府域全体の死因調査体制を整備～

## 死因診断体制の整備

- ・ かかりつけ医や救急医等の死因診断レベルの向上  
(医師法の解釈も含む)
- ・ 法医の不足への対応
- ・ 警察医（大阪市外）の高齢化、人材不足への対応
- ・ 検案技術の向上
- ・ 地域におけるセーフティネット

## 適切な解剖体制の構築

- ・ 解剖によらない手法（死亡時画像診断）の導入と市外も含めた活用
- ・ 解剖が必要と判断した理由の明確化
- ・ 解剖に際しての遺族への配慮
- ・ 検案、解剖等で得られた貴重なデータの利活用

## 施設の連携・強化

- ・ 増加が見込まれる解剖への対応
- ・ 解剖協力施設の拡大・連携
- ・ 行政として府域全体の死因調査体制を総合調整
- ・ 監察医体制の維持・強化
- ・ 監察医事務所の老朽化対策

体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる  
検案体制の均てん化を目指し再構築

### 留意すべき事項

**府民感情への配慮**：穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した死因診断の仕組みの検討  
**府民啓発**：人生の最期、終末期の看取りについて府民が考える機会の提供や死因調査体制の理解促進

**犯罪死の見逃し防止**：犯罪死の見逃し防止という社会的要請にどう応えていくかについて検討

**手数料のあり方**：大阪市内と大阪市外で差がある検案書発行手数料について検討

## 死因調査体制の整備に向けた具体的な取組内容

### 死因診断 体制の整備

#### ①主治医等への研修

目的：死因診断技術の向上

内容：生前より関わった主治医（かかりつけ医）等に対し、医師法第20条ただし書の正しい理解についても含めた、死亡診断書作成研修を実施

時期：H29年度よりワーキング会議で検討開始  
H30年度より研修実施

#### ②救急医への研修

目的：救急医に対する検案技術の向上

内容：死に直面することも多い救急医に対して法令解釈や死亡診断書作成、検案技術の研修を実施

時期：H29年度よりワーキング会議で検討開始  
H30年度より研修実施

#### ③検案サポート医体制の整備

目的：大阪市外の検案レベルの向上

内容：法医学教室の医師や法医学の専門知識を有する医師を「検案サポート医」として登録しておき、死因の確定に悩む警察医や臨床医をサポートする。

時期：H30年度よりワーキング会議や関係者ヒアリングにより検討開始

## 死因診断 体制の整備

### ④人材の育成・確保

目的：死因診断の実務に取り組む人材を育成、確保

内容：大阪大学における死因究明コースでの人材育成を引き続き実施するほか、他大学においても人材育成のための方策を検討する。

府内5大学や府立等の病院の医師に検案医を経験する仕組みを検討する。

時期：H30年度より関係者（大学、病院機構他）と検討

### ⑤地域におけるセーフティネット

目的：単身高齢者等の見守りや死亡時の早期発見

内容：正確な死因診断のためにも死亡から発見までの時間が短くなるよう関係機関や地域による見守りやウェアラブルセンサー等の活用を促進する。

時期：H30年度より関係者（府福祉部、府内市町村他）と検討

適切な解剖  
体制の構築

**①死亡時画像診断（CT）の導入**

目的：増加する解剖への対応（画像診断により死因を特定）、遺族感情に配慮した死因診断法の導入

内容：死亡時画像診断を行うためのCT車を導入し、解剖することなく死因の特定が可能な死因について特定する。大阪市外の異状死で死因の特定が困難な場合や、災害時にも活用する。

時期：H30年度中に整備推進

**②検案、解剖等により得られたデータの利活用**

目的：死因調査により得られた貴重なデータを疾病の予防や治療など公衆衛生の向上や増進に活かす。

内容：解剖に至った経過や考え方を明確に説明できるようより精度の高い検案・剖検記録を作成  
得られた貴重なデータを電子媒体で統計管理し、記録業務の負担軽減および公衆衛生の向上や増進のために利活用する。

時期：H29年度より検案・剖検記録は様式変更し試行中

H30年度より監察医の検案時にタブレットを使用し、データを電子媒体で集積、利活用

**施設の  
連携・強化**

**①法医学教室等との連携**

目的：死亡者数増加への対応（解剖の分散）

内容：監察医事務所のほか、大学法医学教室等と連携した解剖体制の構築を目指す。このため、各大学等現状把握を行い、協力施設の確保・連携を目指す。

時期：H30年度よりワーキング会議、大学、病院へのヒアリング  
H30年度下半期より協力依頼

**②監察医事務所の対策**

目的：監察医体制の維持・強化や施設の老朽化対応

内容：今後の多死高齢社会に備えた死因調査体制を整備するため、監察医事務所の位置づけ、役割を踏まえた組織体制の検討、および老朽化対応

時期：H30年度より備品の更新、組織体制の検討

**③行政の役割**

目的：府域全体の死因調査体制を総合調整する役割を担う部内体制の検討

内容：協力施設の確保・連携が促進されるよう、必要な調整を行うなど府域全体を総合調整する。  
府域全体の死因調査体制を推進するために、本庁（保健医療室）と監察医事務所で組織する体制を検討

時期：H30年度より部内体制を整備

（H31年度より市外のCT、解剖を一部受け入れることに併せて監察医事務所の位置づけ、役割を踏まえた組織体制の検討）

<p><b>府民啓発</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■在宅医療を受けている本人や家族が死に直面した際に、まず主治医など日ごろ受診している医師へ連絡を行うよう啓発</li> <li>■自分の医療情報（かかりつけ医名、連絡先、服薬状況、既往歴等）を見える形で共有・保存することの大切さを啓発</li> <li>■府民に人生の最期、終末期の看取りについて家族等と考える機会の提供となるよう、監察医制度や検案・解剖の仕組みなど死因調査体制についてのわかりやすい啓発</li> </ul> <p>時 期：H29年度より府内市町村への依頼等</p>
<p><b>犯罪死 見逃し防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■検案サポート医の整備を通じた検案体制の強化、監察医事務所と大学法医学教室等との連携により、府域の検案レベルを向上させ、犯罪死の見逃し防止に寄与</li> </ul> <p>時 期：検案サポート医の整備についてはH30年度より検討開始</p>
<p><b>手数料 見直し</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■死因調査体制を充実し、安定的に運用するため、府域のバランス及び死亡時画像診断（CT）等の機能強化に伴い増高する費用などを勘案し、手数料を改定</li> </ul> <p>時 期：H30年度より適正な料金の設定を検討 H31年度より新料金徴取予定</p>
<p><b>ワーキング 会議の開催</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■研修や検案サポート体制の整備などテーマ別に専門の委員や参考人などから意見を聴取し検討を行う。</li> </ul> <p>ワーキングテーマ：主治医等への研修（予定メンバー：地域医療、警察医 等） 救急医への研修（予定メンバー：救急医療、地域医療、警察医 等） 検案医サポート体制（予定メンバー：大学、警察医 等）</p> <p>時 期：H29年度よりワーキング会議を開催</p>